

欧州の基準・認証制度の動向(2007年9月/10月)

● トピック・ニュース

玩具安全:安全性への懸念が高まるも進展は少なく

一連の新規発表にもかかわらず、この夏 EU 市場から多数の製品回収を引き起こした中国製玩具の安全性問題の再発を防止する為に、EU がいつどのように行動するのかについてはまだ不明確である。代わりに議論は瑣末な問題へ反れている様子もあり、業界関係者にとって不確実な状況と見られる。

最近の発表の中には、玩具安全に関する主要 2 規格の改正、欧州委員会による玩具安全への 2ヶ月間の再調査の開始、安全性が信頼できないという理由での EU 消費者組織による玩具と他の消費者製品からの CE マーキング撤回の新要求が含まれている。玩具指令自体は修正案が考慮中であると知られているが、どのように修正されるかに関する新たなデータは発表されていない。

これらの発表は、関連する義務的な技術要求の明確な詳細が、仕様書であれ法令遵守のための試験方法であれ、全ての利害関係者が公的かつ自由に利用可能な状態ではないという事実を明らかに見落としている。この状況に関連し、オランダの法廷で現在進行中の訴訟は興味深い。そこでは、オランダ政府が規格文書を自由に利用可能とせず、法令遵守が実行可能な方法しか発表していないとして訴えられている。この玩具の件では、データは購入しなくてはならない規格文書の中か、または公式や準公式な迷路のようなインターネットサイトの何処かに埋もれており、透明性が欠如している。

2007 年 10 月 1 日報告書参照

関連URL:

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/c_232/c_23220071004en00230024.pdf (玩具指令下の安全規格に関する最新発表)

<http://www.cen.eu/CENORM/BusinessDomains/TechnicalCommitteesWorkshops/CENTechnicalCommittees/W.P.asp?param=6036&title=CEN%2FTFC+52> (当該関連の見直し中の EN 規格リスト)

国際輸送における ISO コンテナの開発提案が復活

EU は、EU 域内の製品輸送に対し、モード間輸送ユニット (ILU: Intermodal Loading Unit) の新規デザインを開発し、従来型の ISO コンテナと置き換えるという 2003 年の提案を復活させた。

目標は、海上から直接鉄道、道路へ輸送可能なコンテナである。これにより全輸送コストの 2% が削減できると試算されている。規格開発の委任は 2007 年終盤と予定されている。

もとの 2003 年提案の後、3 年間は活動していない状況だったため (特に規格開発は始まっていない) 今回は成功するだろうかという問いももつともであるが、今回の違いは、この提案がヨーロッパの輸送インフラストラクチャーを現代化するより大きなプログラムの一環とされている点である。2003 年以降に浮上した 2 つの新目標 - 気候温暖化防止のための消費燃料削減及び、輸送系におけるセキュリティの強化 - がその実現を後押しするかもしれない。もしそれが実現すれば、グローバルな輸送におけるインパクトは多大なものとなる可能性がある。

関連URL:

http://ec.europa.eu/transport/logistics/freight_logistics_action_plan/doc/action_plan/2007_com_logistics_action_plan_en.pdf (ILU に関する EC の貨物輸送実施アクションプラン)

ジェトロ・ジュネーブ事務所作成

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1550&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> (本件の適用概要に関するEUプレス情報)
http://ec.europa.eu/transport/intermodality/legislation/standardisation_en.htm (復活された2003年当時の当該提案情報)

エコ・デザイン: 施行への進展と問題点

EUのエコ・デザインプログラム (Energy-using ProductsからEuPとも呼ばれる) の進展が継続的に報告されているが、環境パフォーマンスの測定可能な改善という目標を達成するための実行方法の決定については進展する一方で、特定の製品群に対しての問題点が浮上してきた。

進展が見られるものの中には、エアーコンディショニングとイメージング機器 (コピー、FAX 機器等) の性能向上に対する新しいアイデア、セットトップボックス (AV マルチメディア機器) と小型固形燃料ボイラー分野の進展を報告する新規インターネットサイトの開設が含まれる。17 のセクターなどが現在公的データをインターネット上で公開しており、予定では 2008 年中に初の具体的な新しい要求事項を決定することを目標としている。

しかしながら、大部分の消費者用電気製品の待機モードにおける省エネルギー性能に関する新レポートでは、その測定の困難性を強調している。このヨーロッパで最も権威のある研究機関の一つによって作成された 400 ページに上るレポートは、その標題において改善を定義し測定することの困難性を示しており、明確な勧告を提供していない。代わりに、相互接続やエネルギー供給自体といった関連問題に取り組む必要性を指摘している。当該目的で設立された様々な利害関係者で構成されたフォーラムによる初のフォローアップ討議に関する報告は年末までには出来上がる見込みである。

関連URL:

http://www.ecostandby.org/finalised_documents.php (待機消費電力の改善に関する技術レポート)
http://ec.europa.eu/enterprise/eco_design/index_en.htm
http://ec.europa.eu/energy/demand/legislation/eco_design_en.htm (EuP指令に関するEUのサイト)

(分野別の情報: 下記17セクター)

<http://www.eup4light.net> (街路灯)
<http://www.eup4light.net> (オフィス照明)
<http://www.ecoboiler.org/> (ボイラー)
<http://www.ecohotwater.org/> (湯沸し器)
<http://www.ecocomputer.org/> (PCおよびモニター)
<http://www.ecotelevision.org> (テレビ)
<http://www.ecocharger.org> (充電器)
<http://www.ecofreezercom.org> (業務用冷蔵庫)
<http://www.ecocold-domestic.org> (家庭用冷蔵庫)
<http://www.ecowet-domestic.org> (家庭用食器洗浄器)
<http://www.ecostandby.org/> (待機及びオフモードの電力ロス)
<http://www.ecoimaging.org/> (イメージング機器)
<http://www.ecomotors.org/> (電気モーター、ファン、ポンプ)
<http://www.ecoaircon.eu/> (エアーコンディショナー)
<http://www.eup4light.net/> (家庭用照明)
<http://www.ecocomplexstb.org/> (セットトップボックス)
<http://www.ecosolidfuel.org/> (固体燃料小型燃焼設備)

非メートル法を用いた計測単位の無期限承認を提案

EU は、あらゆる製品に対する、重量と容量の非メートル法による表示度数の無期限継続使用許可を提案した。飲料に対するパイント、食品に対するオンス等が例に挙げられる。大部分の場合では、これらの非メートル法単位は補足表示 (supplementary indications) として、キロのような国際的に認識されている単位と並んで表示される。しかし、それらが唯一の表示度数として使用される例外も稀に存在する。

これらの代替単位使用の承認は 2009 年末で終了するはずであったが、その無期限延長は、非メートル法による計測が広く用いられ続けているアメリカ、イギリス、アイルランドへの製品供給者には特に関心のある問題となるであろう。イギリスでは、この動きは長期に渡るパブリックキャンペーンの成果とされ、EU の官僚制への対抗の象徴となっている。

関連URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/prepack/unitmeas/uni_ms_en.htm (当該新規提案情報)

http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/6988521.stm (当該情報に関する報道記事)

計測装置の国際規格に関するガイダンス

当該セクターの大部分の製品群を対象とする計測装置指令の遵守に、国際法定計量機関 (OIML) による規格がどのように利用可能かに関するガイダンスが発行され始めた。このガイダンスは、当指令の下で今までに発表された規格データの主要な弱点を扱っている。EU は多数の OIML 規格に対するリファレンスを発表し、それらは計測装置指令の必須要求を部分的にカバーすることを明言していたが、その部分的カバーが実際に何を意味するのかを明確にしていなかった。

関連URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/prepack/ms_inst/mi_guidances.htm (当該ガイダンス情報)

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/c_162/c_16220070714en00130014.pdf (計測装置指令下の最新のCEN承認規格リスト)

http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/nando/index.cfm?fuseaction=directive.annex&dir_id=125641&type_dir=NO%20CPD (当該部門の認証機関情報)

● 最新情報

全製品 (CE マーキング):

EU 技術規制の基本原則を見直す提案 (ニューアプローチの改正といわれている) が 2 ヶ月間の重要な公の討議の段階にさしかかる。政治的討議の舞台裏の限られた様子では、変更点は管理上のものに留まり、サプライヤーに対する直接的、短期的影響は無いと見られる。しかし、重大な影響はまだ除外できない。討議の中のデリケートな案件の例としては、消費者製品からの CE マーキング廃止案及び任意の試験マークに対する新たな規制が挙げられるが、そのどちらも今までのところ大きな支持は得られていない。

関連 URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/review_en.htm (ニューアプローチ見直しに関する2007年早期のEU情報)

http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/index_en.htm (EUの関連新規情報)

全消費者製品(包装サイズ):

2004年に提案発表後の困難な討議を経て、パッケージ済み消費者製品の包装サイズの重量、容量に対するあらゆる義務的制限を2009年より撤廃する決定が発表された。ただしワインとスピリッツについては無期限の制限が継続する。

関連 URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/prepack/packsize/packsiz_en.htm (当該義務廃止に関するEU情報)

自動車:

- 1) 待望されていた車両に対する新型式認定の導入に関して、複雑な問題が浮上した。この新指令は2009年の施行日を持って発表されたのだが、同時に管理上の添付書類はまだ修正が必要であるとされた。適合宣言書の正確なフォーマットはその一例である。
- 2) 水素燃料車両の型式認定要求を対象とする公式提案が提出された。これは対象となるコンポーネントと要求される試験の種類を示している。しかし、EUが独自に規格を作成するのか国際的整合化に重要性を置くのかという点は明らかになっておらず、このテクノロジーの広範囲な利用の実現可能性については多くが疑問を投げかけている。
- 3) 従来型燃料とバイオ燃料に関する当該指令の修正案に対する再調査が、第4四半期に對し予定された。
- 4) 小型車両に対するブレーキアシスト技術の義務的導入が新しく提案される見込みである。緊急時にブレーキ圧力を自動的に増大するこの技術は既に高級車では利用されているが、その導入コストは死傷者の削減に比べればはるかに低いと予想されている。

関連 URL:

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/l_263/l_26320071009en00010160.pdf

http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/recently_published.htm

<http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/vehicles/index.htm>

(型式認定の新規指令に関するEUの公式サイト)

<http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/proposals.htm> (水素燃料車両の型式認定に関するEU情報)

http://ec.europa.eu/energy/res/legislation/biofuels_en.htm (バイオ燃料に関する指令情報)

http://ec.europa.eu/agriculture/biomass/biofuel/index_en.htm (バイオ燃料に関するEUの戦略)

http://ec.europa.eu/information_society/activities/intelligentcar/technologies/das/index_en.htm (ドライバー補助システムに関するEU情報)

計測装置:

市販向けの温度計、気圧計、その他の計測装置で既に発表済の水銀使用禁止の適用開始期日が2009年4月と確認された。

関連 URL:

<http://ec.europa.eu/environment/chemicals/mercury/index.htm> (EUの水銀への対応に関する情報)

木材、接着剤、繊維、梱包用の化学品:

影響力をもつ既存3指令に関する新たなガイダンスが発表された。そのうちの2つは単

に技術的な説明事項であるが、1 つは、EU が EU 域外での木材の加工技術に規制を加えることを目的としており、WTO 規則の下で議論となる可能性がある。

関連 URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/chemicals/legislation/markrestr/updated_qa_july_2007.pdf (3項目をカバーする新規ガイダンス資料)

化学品(REACH プログラム):

- 1) データ共有の目標とプロセスを説明した 100 ページに及ぶ重要な新ガイダンス文書が出された。データ共有は、同じ化学物質の複数のサプライヤー間で行われ、試験と評価の重複阻止を可能にする。
- 2) 既存のガイダンス文書の何点かが他のヨーロッパ言語で発行された（初版は英語版のみの発行）。
- 3) 2018 年までの REACH プログラム全体のスケジュールに関する 2 ページの要約小冊子が発表された。当プログラムが最初の施行期限である来年 6 月に向けて動いているなど、明らかな進展は見られるものの、多くのガイダンスが必要とされている。単なる登録とは別に、公式な認証の対象となる物質については未だ発表されていない。

関連 URL:

http://reach.jrc.it/docs/guidance_document/data_sharing_en.htm (データ共有に関するガイダンス)
http://reach.jrc.it/guidance_en.htm (当該各言語のガイダンス文書：トップページで言語を選択可能)
http://echa.europa.eu/news/publications_en.html (当該スケジュールに関する要約小冊子－EU への輸出業者向け資料を含む)

化粧品:

染毛剤で使用が禁止／承認される物質の明確な新しいリストがインターネットサイトに提示された。

関連 URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/html/cosm_hairdyes.htm (禁止物質のリストを含む染毛製品に関する情報)

殺虫剤:

- 1) 農業用殺虫剤に関して有害でない事を明確に示す新しい基準一覧が発表された。これは、現行の EU 安全性再調査プログラムを加速させることを目的としている。その一方で、昨年に初めて提案された化合物に対する EU レベルの整合化進展の討議も継続して行われている。
- 2) 4 つの個別物質に対する禁止が新たに発表された。そのうちの 3 つは農業用、1 つは非農業用殺虫剤用の物質である。

関連 URL:

<http://ec.europa.eu/environment/biocides/index.htm> (当該部門のEUサイト)

電気製品(EMC):

6 月に発表された EMC 指令下の承認規格リストが修正、再発行され、24 の新たな規格が加えられた。

関連 URL:

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/c_225/c_22520070925en00010019.pdf (新版EMC指令下での修正版規格リスト)

無線機器・電気通信端末機器:

- 1) RTTE 指令: 26 の新たな規格文書が承認され、その中には 3G 携帯電話規格に対する数多くの更新が含まれる。
- 2) 航空機内の携帯電話: 欧州航空安全機関 (EASA) は航空機の 1 機種に対し、通常の携帯電話用の受信機/送信機の使用を可能とする安全承認を発表した。また、イギリス政府はヨーロッパの航空機が無線周波数帯をより広く使用することに関する研究を開始した。一部では過大に報道されているが、EU の技術規制や規格に関してはまだ草案作成段階にも入っていない。

関連 URL:

<http://www.ofcom.org.uk/consult/condocs/mca/> (航空機内の携帯電話使用に関する英国政府の協議情報)

医療機器:

主要な指令に対して、更新が待望されていた確定文書が発表された。2010 年から 2012 年の間の施行となる。大きな変更点は以下のとおり。非 EU 製造者に EU 承認の代表者の適用を課すこと。身体的製品と同じ目的を果たすために使用される場合、ソフトウェアも主要指令の適用範囲に入れること。安全性が問題となる製品について、製造後のみならずデザイン段階における独立的検査を強化すること。現在作成途上の新規規格に基づき、フタル酸 (phthalates) 使用に対し新たな制限を設けること。

関連URL:

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/l_247/l_24720070921en00210055.pdf
http://ec.europa.eu/enterprise/medical_devices/legislation_en.htm

(医療機器指令への確定文書情報)

歯磨き剤:

指定レベルを超えたフッ化物を配合している歯磨き剤に関して、子供への危険性に対する義務的警告表示が 2009 年から課せられる。

関連URL:

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/l_226/l_22620070830en00190020.pdf (当該新規表示の要求に関する情報)

サービス:

サービス指令に関する規格開発プログラムについて、初の公的討議の開催が発表された。当該指令の目的は EU 域内におけるサービスの越境供給を自由化することである。ほとんどのプログラムは部門横断的で、職員の資格、安全性、業務のアウトソーシングサービス、サプライチェーンの安全性保障サービスのような事項を対象としている。しかし、いずれの規格も承認には至っていない。

関連URL:

<http://www.cen.eu/cenorm/businessdomains/businessdomains/services/current+issues.asp> (サプライチェーンの安全性に関する立ち上げ会合の情報)

<http://www.cen.eu/cenorm/businessdomains/businessdomains/services/horizontal+activities.asp>（サービスにおける人員資格の規格開発プログラムに関する情報）

http://ec.europa.eu/internal_market/services/services-dir/index_en.htm（サービス指令ならびに関連情報）

● 新規公式報告書及び関連発表

偽造品:

欧州委員会は、共通の基準に基づき、国際的な模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement）を協定する提案を発表した。この発表は国際的動向の歩調に対しては遅い関与であり、詳細な内容は提示されていない。

関連URL:

http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/index_en.htm（偽造品、著作権侵害に関する EU 政策の情報）

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1573&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>（模倣品・海賊版拡散防止条約に関する EU の情報）

EU 規制に関する管理負担:

EU規制における管理的負担削減を目的に、EUは関係業界からのコメントを求めた。それは規制にかかる実質的なコストとは異なり、製品や処理、試験手順への修正といった形態の文書業務や報告義務などを意味する。しかし、EUはどのように改善を判断するかを告知しておらず、不合理な点が無視される場合もある。

関連URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/admin-burdens-reduction/index_en.htm#aa（当該案件コンサルテーションのオンラインサイト）

欧州横断ネットワーク:

電気通信、輸送、エネルギーといったヨーロッパの重要なインフラストラクチャーネットワークの安全性向上の目的で、新規の調査が委託されることとなる。この発表は、ネットワークの信頼性と相互運用性を確認し試験するために、あらゆる新技術が既存のプログラムに投入されることを示唆している。

関連URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/security/index_en.htm（当該新規調査に関する情報）